

## 特定主題資料の冊子目録作成

### — 特殊教育関係資料目録作成作業を通じて —

#### 1 はじめに

戦後の日本における教育改革は、教育界に種々変ぼうをもたらしたが、なかでも特殊教育は大きな変革をみ、現在もなお格段の進展を続けている。ことに最近では、欧米先進国の影響や、医学の進歩、教育内容、指導法の改善のすう勢によって、あらためて対象とする者の障害の実態の変化に着目した新しい省察が必要となってきた。

このような特殊教育研究の動向の中で、教育学部の教官、教育学部図書室で、関連する分野の資料の集収、整理が急がれていた。

一昨年（昭和49年）教官所蔵の関連資料を図書室で管理するよう教官より依頼があり、この程この整理を一応終えたのであるが、その数は図書室が従来所蔵していた資料を含め、後で述べるように7,000点を越えることになった。内容をみると、現在では入手困難と思われる関連機関の研究報告書、実態調査、パンフレット等が大部分を占めている。

これらの資料は、特殊教育分野での研究・教育にとって貴重なものであると考え、広く研究者の利用に供するため、図書室の参考業務の一環として、冊子目録の作成を計画した。

副標題で示した作業を通じて、特定主題の目録を作成するに当り、記述内容、編成、索引をどのようにすれば、より有効な目録になるかを定めることが先決問題であるため、ここでは目録上、特定主題のとりえ方、目録編成上の困難な点を現時点で、何らかの解決を見出すべく未解決の問題を残しながらも、到達した点の概略を述べることにしたい。

#### 2 特定主題のとりえ方

特定主題に含まれる内容は、まず特定主題の枠

を決め、その枠に収められるべきものはこれこれの条件のものというように決められるべきでなく、特定主題の対象とすべき資料の出現に応じてその枠が決められるものである。従って特定主題といえども、ここに含まれる資料内容は図書分類法上、他の主題との係わりなしに全く独立した主題内容ではない。ここで取り上げる「特殊教育」(Education for handicapped)関係資料は、障害児・者の教育、社会保障、障害の原因、治療に係る医学等が含まれる。また同じ教育の対象とされるにしても、障害別にみると対象とされてきた経緯あるいは歴史的過程のちがいによって教育対象とされ方にちがいがあり、時代の変化や、科学の進歩によって変わるものである。そのため資料分野の問題だけでなく、科学としての「特殊教育」のとりえ方によって資料のもつ意味が異なる。たとえばある病気を治療するとか、健康な状態に近づけるということに効果をもたらす教育というものが考えられてくれば、医学と教育は切り離して考えられなくなる。

#### 3 主題分類上の問題

ところで特殊児・者という語は、障害児・者と優秀児のどちらもあらかず語として用いられ、これまでは(1)肢体不自由、ろう、盲などの身体に障害をもっているもの、(2)知能が高い、低いなどの知的に標準から極度に偏っているもの、(3)不応児・者または情緒障害児・者などを含むものとされていた。また障害別には単一障害として言語、ろう、精神的、身体的等の障害が含まれ、複合障害は単一障害の環境要因などによる派生障害と、先天障害を含む。一方かかる障害児・者に対する教育の係わりは、障害そのものを改善しようとすることをねらうとともに、さらに失なわれた機能

を代償するものをつくり出していくことをねらいとして行われる。

これらの障害児・者を扱った資料を何らかの基準で分類しようとする時、集収した資料が教育の目的か、社会保障、医学の目的かによって、さらに研究の発展を跡づけるため、いわゆるクロニクルをその目的とするか等によって分類のスタンダードの作り方が異なる。また含まれる資料内容が複合障害に関するものであれば、たとえば分類体系をNDC等の既存のものに従うとすれば、分類の困難度は増加することにもなる。

#### 4 分類目録作成上の困難性

特殊教育関係資料の範疇に入るものは上述のように様々な関連分野を含み、われわれが意図する冊子目録の編集に大きく係わってくる。

教育学部では現在雑誌を除き、約7,000点の資料があるが、この目録に収録する主題内容は、「特殊教育」として分類されるものが全体の84.07%、「社会保障」15.89%、「医学」0.04%といった比になっている。問題は84.07%の「特殊教育」であるが、「特殊教育関係資料」ということで同一主題が主題の中心になることは当然である。しかし分類目録を作成する場合（分類目録を冊子目録として採用した理由は紙数の関係で省略する）、その内容の第二次配列を著者または書名にするにしても、量として単一分類項目内で配列することは困難であり、ひいては利用面からは価値のない目録になる。従って主題「特殊教育」を細分する必要がある。

単一障害で、しかも教育のみを内容とする資料であれば、盲児、弱視児、ろう児、難聴児、肢体不自由児、病弱・身体虚弱児、言語障害児、精神薄弱児、情緒障害児等の分類による配列は可能であるが、さらに重複障害、環境障害がある。そして教育は内容的には社会福祉に係わるものが多く、これらは雇用促進に関連する分野にも拡げることが予測される。これらをどのように分類するか。多くの社会科学がそうであるように、障害児

・者教育と研究は理論研究の枠に止まることなく、社会的要請との係わりの中で改善を目的とする行動科学に移行し始めてすでに半世紀を経た現在、社会福祉をもたない研究は殆んどない。とすれば便宜上、内容的に特殊教育に分類した資料は社会福祉を離れたものとして一率に処理することができず、しかもこれに医学や雇用問題が関係すれば、それらとの係わりをも考慮しなければならない。

#### 6 一つの解決方法

教育、福祉（労働問題を含む）、医学を中心とした障害児・者関係の資料、同時にこの三分野が障害児・者を中心とした相互に関連をもつ資料をこの目録に収録するのであるが、現実に冊子として目録を編集する場合種々の困難な問題を含みながらも、上に述べた事柄を踏まえながら様々な解決方法が考えられる。

第一は障害の類分け、障害の組み合わせによる複合障害の区分を統一した分類体系の作成。具体的にはNDCの独自の展開を行うこと。第二は障害児・者の教育、福祉、医学の三分野よりのアプローチを可能ならしめる件名索引による交互参照索引の作成。（国立特殊教育総合研究所では、情報検索のための機械化を計画し、現在そのためのシソーラス作成が行われている。このシソーラス作成結果を参照することも考慮に入れる必要がある。）第三はすでに述べたように時代の変化や科学の進歩によって教育対象のとらえ方が異なるため、研究内容の発展、社会的とらえ方の歴史的過程を跡づけることをもこの目録に含める場合、資料の出版の年代索引をつけること。そして第四に著者、書名索引を付加することの4点を解決方法として計画する。

#### 7 おわりに

特定主題に関する資料の管理について多くの研究がなされているが、概論的な内容のものが多く、すべての特定主題資料の管理に直ちに適用しうるものではない。目録に収録する資料内容に適した、

そして目録がもつ研究上の情報源としての価値等を適確に把握し、この目的に沿った規準を作成することから作業が出発する。ここに述べた内容は一率に特定主題の目録作成上規範になるものではないが、はじめに述べたように特定主題の目録作成上の一つの考え方として、現在早急に解決すべ

き問題を明確にするため一文にまとめたものである。(1971.10.7)

なお、この目録は、まもなく上に述べた諸問題を解決し、刊行される予定であることを付言する。

教育学部図書掛長 辻 武夫

## 「竹田蔵書」の受贈

### — 法学部図書室 —

本コレクションは、商法学の権威として高名な本学名誉教授故竹田省先生(1890～1954)が愛蔵されたものであって、このたび御遺族竹田準二郎氏の御厚意により、法学部に寄贈されたものである。

コレクションは、商法学関係の図書ばかりでな

く、法令書、判例書、その他一般図書も含まれており、その数は和漢書 956 部、洋書 295 部、合計約 1,250 部にのぼる。

法学部図書室では、現在これらの図書を書庫内に別置き整理中であるが、整理完了の暁には一般蔵書として配架し、利用に供する予定である。

## 学生用図書の選書の仕組みについて

従来、附属図書館が学生用の一般図書を購入する予算は不十分なものであったが、昭和 50 年度に、文部省から「学生用図書購入費」(大学院生用を含む。)と指定して大学へ配当される予算が大幅に増大し、この図書費の運用についての全学的な対応の必要とともに、附属図書館(中央館)の蔵書構成の再検討、選書体制の整備等の問題への対処を迫られることになった。

学生用図書購入費の運用については、全学的立場に立って運用計画の策定の衝に当たること特に留意している。いうまでもなく、「附属図書館の重要事項を審議するため」に置かれている「附属図書館商議会」(各学部長を含む。)で審議され、商議会においてこの運用の基本方針が決定された。本年度もほぼ前年度試行の方式が継続されたので、その現状をお知らせして御理解と御協力をお願いしたい次第である。

まず商議会において全学的視野で決定された基本方針は次のとおりである。予算の執行事務は附属図書館で一元的に処理するのであるが(教養部を除く。)、選書と配置の基本問題については、能力・収書事情等も勘案し、総予算枠の約半分は各部局で必要と考える学生用基本図書の選書にゆだねるものとし、部局長に依頼して各部局の選書委員会(教官組織。名称、体制は部局により異同がある。)が選定したリストを附属図書館へ提出してもらい、一括購入する。その図書は、中央館に配置することが原則ではあるが、遠隔地等の実情に応じその一部は当該部局の図書館(室)に配置してもよい。予算枠の残る半分は附属図書館で選書し、同館に配置するが、その約半分は、各分野に共通して利用されるような高額図書(例えば自然科学系の大型書誌、人文社会科学系の叢書・大型資料など)に当て、残る半分の枠では学生の学